

4 岩 城 幹 議 員

- 1 東山・大浜・栄地区町営住宅について
- 2 グリーントランスフォーメーションと一次産業について
- 3 町内会の在り方について



1 東山・大浜・栄地区町営住宅について

消防法は、火災から国民の生命、身体及び財産を守り、火災又は地震等の災害による被害を軽減するためにルールを定めています。全46条から成る法律で、消防の設備や消火活動、火災調査、救急業務など、基本的な事項が規定されています。

消防設備の設置や点検については、消防法第17条に「学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない」と規定されています。

町営住宅には、住宅に困窮する低所得者の方や高齢者、身体に障害を持った方など多くの住民が入居しており、東山・大浜・栄地区の町営住宅は共同住宅として扱われます。

消火器は、建物の延べ面積150㎡以上の防火対象物から各階ごとに消火器を歩行距離20m以下の間隔で設置することが義務付けられています。自動火災報知設備は延べ面積500㎡以上で設置が義務付けられています。屋内消火栓は共同住宅では、延べ面積700㎡以上に設置が義務付けられています。防火管理者を定め、消防計画書の作成、年2回以上の消防訓練を実施しなければなりません。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1、火災発生初期段階で警報を発して、入居者の安心安全を確保するツールとなる自動火災報知設備が東山・大浜・栄の町営住宅には設置されておりません。設置されていない具体的な理由を伺います。

2、町営住宅の各居室内に設置されている、電池式住宅用火災警報器の使用期限や電池の有無の確認はどのように対応してますか。

3、電池式住宅用火災警報器は、就寝時間帯の逃げ遅れによる死者を防ぐため、寝室及び寝室に通ずる階段に設置が義務付けられており、札幌市では、これに加え、火気を使う頻度の高い台所への設置を義務付けています。本町の住宅についても火気を取り扱う頻度の高いダイニングへの設置が必要と考えますが町長の見解を伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、自動火災報知設備が東山・大浜・栄の町営住宅に設置されていない具体的な理由についてであります。

東山・大浜・栄の町営住宅については、実施設計の段階で、建築基準関係規定に基づく適合性を確保しながら設計を進めたところであります。

その中で、設置する消防用設備等の検討にあたっては、共同住宅における消防法等において規定される、特定共同住宅等の基準に適合する構造とすることで、設計時点の通知又は省令に基づく消防用設備等の設置基準の特例が適用されるため、東山・大浜・栄の各団地においては、実施設計の段階で設置すべき消防用設備等に係る特例の適用の有無を岩内・寿都地方消防組合岩内消防署と協議する中で、自動火災報知設備の設置が必要無い旨、消防署より回答を得ております。

また、建築工事に着手する前には、建築基準法に規定される建築確認申請書を提出し、建築主事の確認を受ける手続きの中で、消防署長の同意を得ることとされており、各町営住宅の消防設備等についても規定に違反が無いとされ消防署長の同意を得たうえで確認済証の交付を受けているところであります。

2 項めは、電池式住宅用火災警報器の使用期限や電池の確認についてであります。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して警報を発することにより、火災の発生を早期に知り、初期消火による被害の軽減を図ることができる他、特に就寝時には、速やかな避難を行うことで逃げ遅れを減少させる効果があるため、火災発生時における有効な設備として、消防法の規定により寝室などへの設置が義務化されております。

このため、町営住宅においては、消防法に定められた場所に電池式の住宅用火災警報器を設置しており、使用期限については、総務省消防庁等において推奨更新期間を、おおよそ10年と設定していることから、定期的に取り換えを実施しているところであります。

また、電池の残量確認については、電力が低下すると音声により伝達する仕組みとなっており、入居者による確認を行うこととしております。

3 項めは、住宅用火災警報器のダイニングへの設置についてであります。

町営住宅における、住宅用火災警報器については、入居者の安全を確保する上で有効な設備であることから、消防法の規定により、設置義務がある寝室などに住宅用火災警報器を設置し、維持管理に努めております。

一方で、設置が努力義務とされている台所については、より火災に対する安全性が高まることは理解しているものの、他町村公営住宅の設置実績や、町内の一般住宅、民間共同住宅の設置実績、更には、町が管理する全ての町営住宅へ、公費で備え付けるためには、一定程度の費用負担が生じることなど、総合的に勘案すると、現時点では設置の考えに至っていないところであります。

< 再 質 問 >

町営住宅入居者は、高齢化し視力や聴力及び脚力に不安を抱いている入居者もいます。特例 3 2 条の適用で、町としてはその生命・財産を守ることが出来るとお考えですか。

2 項目め、住宅用火災警報器の使用期限 1 0 年に伴う、全世帯の機器の点検や電池交換時期が過ぎています。消防設備等は 1 年に一回以上の点検が必要です。費用の概算は。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、特例 3 2 条の適用で入居者の生命・財産を守ることが出来るのかについてであります。

町営住宅における消防用設備等については、消防法や建築基準法などの関係法令に基づく中で整備することで消防署との協議を行い、同意を得ていることから、町営住宅入居者の生命・財産を守ることが大前提となるものと考えております。

2 項めは、消防設備等は 1 年に一回以上の点検が必要です。費用の概算はについてであります。

岩内・寿都地方火災予防条例を含む関係法令の中では、住戸内に設置している住宅用火災警報器は、1 年に一回以上の点検は義務とされていないことから、現状では点検を行っていないところであります。

また、同設備については点検の規定が無いことから、費用の概算は、現段階では積算しておりません。

< 再々質問 >

今町長の方から点検義務っていうのは、消防設備上の点検義務で、住宅火災警報器にあっては、使用期限っていうのがありまして、10年っていうふうに決められているはずなんです。

10年を過ぎるとやはり機器の交換だったり、電池の交換だったりしないと、いうことになっていると思うんですが、いかがですか。

【答 弁】

町 長：

町営住宅においては、消防法に定められた場所に電池式の住宅用火災警報器を設置しており、使用期限については総務省消防庁等において推奨更新期間を、おおよそ10年と設定していることから、定期的に取り替えを実施しているところであります。

2 グリーントランスフォーメーションと一次産業について

日本製鉄は、鉄鋼生産の副産物である鉄鋼スラグと呼ばれる岩石や粒状の物質によって海藻が生えなくなった磯焼けの海を復活させる取り組みを全国に広げています。留萌管内増毛町で先駆けて実証実験がスタートし、一定の成果がみられたことから、既に全国56か所に施行された。海藻が二酸化炭素を吸収する副次的な効果にも注目されており、取り組みを加速させている。

昨年的一般質問でも説明しましたが、増毛町で2004年、鉄鋼スラグと腐葉土を半分ずつ混ぜ合わせ、土のうに入れたビバリーユニットを約6トン、磯焼けした海の波打ち際に埋めた。地元漁協の協力を得て少しずつ実験規模を拡大した結果、コンブを中心とした藻場が再生。実験開始から7年間で藻場の面積が5倍以上に広がった場所もあり、今や黒々とした海が広がっています。

各地の漁協などから引き合いが強いといい、23年度は函館市や渡島管内森町、八雲町など道内10か所と、東北から九州の8道県で計21か所に施工した。再生された藻場はCO₂の吸収力も高く、日鉄は今年3月、増毛など道内外3か所の藻場再生により吸収された23年度の約33トンについて排出権の認証機関から認証を受けたと発表しました。

藻場の再生は、環境の変化に耐えられるよう、ある程度の規模を一気に再生させることが重要だと思われています。

積丹町では、町内の漁業者が取り組む、循環型藻場造成・積丹方式で増やしたコンブが、二酸化炭素吸収量の増加につながったとして、専門機関が増加分6.4トンを取引可能な吸収量に認定し、脱炭素化に向けて排出量を相殺したい事業者に販売された。認証、販売とも初の成果で、町は収益金をさらなる藻場再生や環境保全に活用し、積丹の取り組みを全国に広くPRしている。

海藻類などが取り込むCO₂は、ブルーカーボンと呼ばれ、脱炭素に役立つと注目されている。積丹方式では、ともに町内の漁業者でつくるグループ、美国・美しい海づくり協議会と余別・海HUGくみたいが20年近く前から取り組むことで、ウニの安定生産と供給のため、ウニのエサとなるホソメコンブの養殖や、ウニ殻を肥料に利用した藻場再生により、持続可能な漁業を目指している。

両グループと町、東しゃこたん漁協などをつくる協議会は、藻場の保全活動によって生み出されたコンブが年7.4トンのCO₂を吸収していることが分かった。

これを受け、ブルーカーボンの認証機関より認証された積丹町では、ブルーカーボンの取り組みが漁業振興や環境保全として大きな可能性を感じています。SDGsでも豊かな海、陸を推奨しています。そこで、お伺いいたします。

1、ゼロカーボンシティに向けて目指すべき町の将来並びに経済について町長の見解をお伺いいたします。

2、全国でビバリーユニットを用いた豊かな海づくりが行われていますが、我が町が着手しない具体的な理由をお知らせください。

3、地球温暖化等の影響によりウニの漁獲量が低迷していると考えますが、ウニ漁も含めた浅海漁業に対する今後の展開についてお伺いいたします。

4、岩内地方卸売市場は老朽化が進んできていると考えます。岩内郡漁業協同組合と将来に向けた市場のあり方について協議を進め、早期に改善を進める必要があると考えますが、町の対応をお伺いします。

5、深層水を最大限に活用し、養殖事業の推進が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、ゼロカーボンシティに向けて目指すべき町の将来並びに経済についてであります。

町では、本年6月に、地域脱炭素を実現するための指針となる、岩内町ゼロカーボンビジョンを策定し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、ゼロカーボンシティ宣言を表明したところであります。

このビジョンでは、単に温室効果ガスの排出をゼロにすることだけではなく、様々なイノベーションを取り入れることにより、環境・経済・社会の好循環を促し、地域の課題を解決することで、住んでいる人達が快適に暮らせるとともに、地球環境にもやさしい社会の実現を目指した施策を推進することを基本理念としております。

また、主な重点施策として、自家消費を中心とした需給一体型の再生可能エネルギーの最大導入。

地産地消型エネルギーシステムを用いた脱炭素地域の構築や、避難所施設などへの再エネ導入を推進する、地産地消型エネルギーシステムの構築。

観光エリア等における環境に配慮した経営の推進や、森林資源の維持管理、ブルーカーボンへの取組などによる、豊かな自然環境との共生を掲げております。

今後、こうした重点施策を推進することにより、将来的に自立分散型の再生可能エネルギーによる光熱水費の低廉化や、ヒト・モノ・カネの地産地消化、観光業・一次産業の振興等による経済の活性化を図るため、民間企業や個人、家庭と協力・連携し、ゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。

2 項めは、全国でビバリーユニットを用いた豊かな海づくりが行われているが、我が町が着手しない具体的な理由は、についてであります。

増毛町など全国56か所で取り組まれているビバリーユニットを用いた藻場造成につきましては、民間事業者が開発した製品で、磯焼けで藻場が失われた海域に、鉄分を人工的に生成する鉄鋼スラグ製品、ビバリーユニットを埋設し、藻場の再生を図るというものであり、今後、導入地域において具体的な効果検証がなされるものと考えております。

本町におきましては、岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所と連携し、平成30年度から敷島内地区の一部前浜において、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、浅海漁業者やダイバーによる食害生物であるキタムラサキウニの除去及び移植作業を行い、その後に、コンブの母藻を設置するなどの藻場造成事業を実施しており、取り組み後の効果検証などを踏まえ、本町の前浜により効果的なものとなるよう、事業内容の改善を図ってきているところであります。

いずれにいたしましても、磯焼け対策については、各地域の海水温や栄養塩類の状況、食害生物の生息状況などにより、様々な効果的な手法で、継続・複合的に取り組んで行かなければならないものと考えており、町といたしましては、今後においても、岩内郡漁業協同組合などの関係機関と協議しながら、各地域で行われている取り組みの成果などを情報収集し、本町の前浜において、より効果的な磯焼け対策に取り組んでまいります。

3 項めは、地球温暖化等の影響によりウニの漁獲量が低迷していると考えますが、ウニ漁も含めた浅海漁業に対する今後の展開は、についてであります。

岩内郡漁業協同組合における取扱高によりますと、ウニの水揚数量は、令和4年は0.5トン、令和5年0.9トン、本年令和6年の速報値では1.2トンであると伺っております。

しかしながら、今後においては、近年の地球温暖化による海水温の上昇などにより、ウニを含めた浅海資源への影響も懸念されるところでありますので、町といたしましては、引き続き、関係機関からの情報を注視しながら、状況に応じて、岩内郡漁業協同組合と事業実施などについて協議していきたいと考えております。

4項めは、老朽化が進んでいる岩内地方卸売市場について、岩内郡漁業協同組合と将来に向けたあり方について協議を進め、早期に改善を進める必要があると考えますが、町の対応はについてであります。

現在の岩内地方卸売市場については、昭和54年に建てられ、40年以上が経過していることから、これまでも老朽化に伴い、修繕が必要な箇所も出てきており、随時、修繕等により対応してきている状況にあると伺っております。

町といたしましては、これまでも、岩内郡漁業協同組合が所有する施設の改修要望などについては、財源確保を含め、その都度協議しながら実施してきておりますので、岩内地方卸売市場の将来に向けたあり方についても、岩内郡漁業協同組合の意向を踏まえた上で、補助事業などを活用した財源確保を含め、引き続き、早期に改善が図られるよう、協議を進めていきたいと考えております。

5項めは、深層水を最大限に活用し、養殖事業の推進が必要と考えるが、町長の見解はについてであります。

町では、将来の養殖事業を見据え、低温安定性や清浄性といった特徴がある海洋深層水を活用し、これまでに食品加工原料やウニ・アワビの餌料への利用を目的としたホソメコンブの育成試験のほか、前浜資源の増大や発掘を目的としたナマコやトラウトサーモンの養殖や蓄養試験などを水産関係機関の指導を受けながら実施してきたところであります。

こうした中、ホソメコンブについては、屋外において収穫サイズまでに生長させるための育成技術、ナマコでは放流に適したサイズにするまでの育成技術、またトラウトサーモンでは漁獲時期や市場の需要動向に応じた適切な出荷を可能とするための蓄養技術などが課題となっているところであり、養殖事業に向けてはこうした技術の確立が不可欠であります。

従いまして、町としましては海洋深層水を活用した養殖事業を推進できるよう、今後も水産関係機関と連携を密に取りながら技術課題の解決に向けた試験を進めてまいります。

3 町内会の在り方について

町内会は任意団体です。加入の義務はありませんし、強制されるものでもありません。ただし、加入するのが当たり前といった風潮が強いところでは、加入を断ったためにトラブルに発展したというケースもあります。そのため、加入が任意であることを知らない人や、あまりメリットは感じないものの拒否できずに加入したという人が多いのが実態です。

町内会の活動目的の一つが、地域住民の交流です。お祭り・ラジオ体操・盆踊りなどのイベント、防犯パトロールや清掃などのボランティア活動で顔を合わせているうちに親しくなり、心強く感じる事もあります。

防災・防犯活動も町内会で行う活動の一つです。防災訓練や防犯パトロールなどに参加するうちに、自然と意識が高まると思います。活動を通じて顔見知りも増え、いざというときに協力しやすい関係を築けます。

また、子育て世帯や高齢者世帯、一人暮らしの女性は不審者情報なども気になる場所です。災害時には、住民同士の助け合いが欠かせません。1995年1月に発生した阪神・淡路大震災では、救助された人のおおよそ8割が家族や地域の人に助けられたことが分かっています。大規模な災害が発生した直後は公共の支援が届きにくいだけでなく、情報が混乱しやすい状況です。普段から町内会を通じた交流があれば、避難所や支援などの情報を共有しやすくなります。お互いの顔や名前がわかるため、災害弱者の避難活動や負傷者の救出などもスムーズです。

しかし、共働きの世帯の増加により、仕事と町内会の活動両立に負担を感じる家庭が増えています。役員や当番が回ってくると、平日の夜や週末に開催される会合に出席したり、休日にはイベントの準備や運営に駆り出され、プライベートが削られることを不満を感じる人もいます。高齢者や非加入世帯の増加により、活動の担い手が減っています。同じ人に負担が偏るようでは退会の希望者が増え悪循環に陥ります。

加入が当たり前と考える古くからの住民と、加入は任意と考える新しい住民の意見の相違がトラブルに発展することがあるようです。このような実態を踏まえて伺います。

1、町内会への加入や町内会員と非町内会員による町内会活動でのトラブル等が発生した場合には、行政の介入も必要と考えますが町の対応を伺います。

2、近年、町内会では会費収入が減少している上、町内会未加入者の中には防犯街路灯の電気料を負担していない状況もあると伺っております。このままでは近い将来、防犯街路灯の維持が困難になると考えますが町の考えをお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、町内会活動でのトラブル等に対する町の対応についてであります。

町内会・自治会は、日常の交流を通じた地域の住環境の維持改善、防犯・防災活動など、多岐にわたる活動を担いながら、安全・安心な地域の維持、発展に不可欠な住民自治の基盤であり、地域住民それぞれが地域の実情に応じた活動を実施している任意の住民団体であります。

こうした町内会・自治会における会員募集やイベント等への参加・協力依頼を行う際に生じた個人同士のトラブルにつきましては、原則それぞれで解決すべき事項であることから、町が介入することは難しいと考えておりますが、町内会等が管理する資源ゴミ集積所や防犯街路灯などケースによっては、町としても一緒に解決に向けた対応が必要であると考えております。

2 項めは、町内会への未加入に伴い、防犯街路灯の維持が困難になることに対する町の考えについてであります。

防犯街路灯につきましては、それぞれの町内会・自治会が、住民の安全・安心を守るため、地域の実態に応じ必要箇所について協議し、そこに暮らす住人の合意形成により設置しているものであります。

こうした屋外照明は、夜間における治安の維持や交通安全の向上を図るうえで重要な役割を果たしておりますが、昨今では、街路灯を設置している町内会・自治会に加入する世帯の減少や、団体に帰属せず個人で家屋等に照明を取り付ける住宅もあり、既存の設置箇所を減らすなど、規模を縮小する町内会・自治会のほか、防犯街路灯の設置、管理のみを目的とした団体を設立するといった事例も見受けられるところであります。

こうした中、非加入世帯等の増加により電気料金の回収が困難になる場合も懸念されるところであります。町といたしましては、町内会・自治会の必要性を理解していただくための啓発や情報発信による加入促進を図り、協働・共助による、町内会・自治会を活性化するための支援を行うとともに、引き続き、防犯街路灯の設置費及び電灯料の補助を行い、継続的な維持管理が出来るよう設置団体の負担軽減に努めてまいります。

いずれにいたしましても、町内会・自治会が抱える課題解決に向けて、今後支援方法の検討を続けるとともに、各町内会・自治会、社会福祉協議会などの関連団体等と連携、情報共有を図り、持続可能な地域コミュニティの形成、維持に向けた取り組みを推進してまいります。